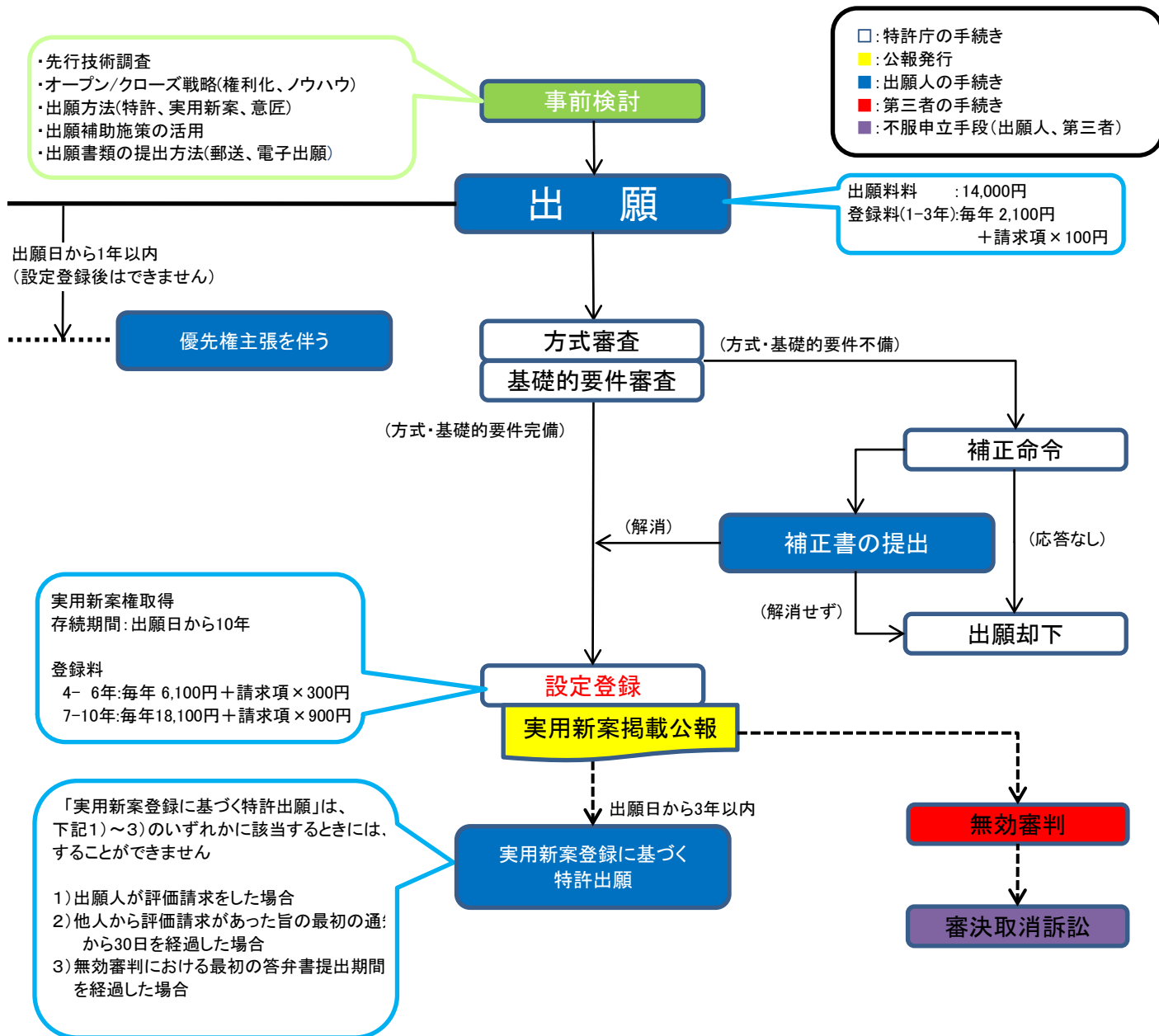


出願から権利取得までの流れ(実用新案)



□: 特許庁の手続き
 ■: 公報発行
 ■: 出願人の手続き
 ■: 第三者の手続き
 ■: 不服申立手段(出願人、第三者)

実用新案権取得
 存続期間: 出願日から10年

登録料

- 4-6年: 毎年 6,100円 + 請求項 × 300円
- 7-10年: 毎年 18,100円 + 請求項 × 900円

「実用新案登録に基づく特許出願」は、下記1)~3)のいずれかに該当するときは、することができません

- 1) 出願人が評価請求をした場合
- 2) 他人から評価請求があった旨の最初の場合から30日を経過した場合
- 3) 無効審判における最初の答弁書提出期間を経過した場合

実用新案技術評価請求

実用新案制度では、実体的な要件についての審査を行うことなく権利が付与されます。そこで、実用新案権の有効性の判断を求める実用新案技術評価制度が設けられています。

実用新案権の行使は、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければなりません。

技術評価請求の手数料:
 42,000円 + 請求項 × 1,000円

実用新案登録の訂正

下記の目的に限り、実用新案登録の内容を訂正することが出来ます

- ① 請求の範囲の減縮等 (1回限り)
- ② 請求項の削除 (回数制限なし)

[①訂正(請求の範囲の減縮等)が可能な時期]
 下記1), 2)のうち、いずれか早い方を経過するまで

- 1) 最初の実用新案技術評価書の謄本送達から2月
- 2) 無効審判における最初の答弁書提出期間内